

徳島県告示第三百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名		区間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	
2 2		阿南勝浦		勝浦郡勝浦町大字沼江字 銚子ノ口三八番五地先か ら 同 字 一楽三九番二地先まで		旧		一三・四〇六七・三		一六一・七	
同		同		新		新		一三・四〇六七・三 一四・五〇七四・九		一六一・七 一一九・一	